

日金協発 第24-672号
令和6年9月5日

各位

日本貸金業協会
会長 倉中 伸

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部改正について

この度、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」を、下記のとおり一部改正しましたのでご案内いたします。

なお、改正後の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」は本日から施行します。

記

1. 改正の趣旨

「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」等が、令和6年3月29日付で改正されました。

本改正に伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正します。

2. 主な改正内容

- (1) 民間事業者が書面によって縦覧に供することが定められている資料について、インターネットで縦覧に供することが可能になった旨を追記しました。
- (2) 所要の改正

以上

※ 改正内容につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますので、ご確認ください。

[【定款・定款諸規則等】自主規制基本規則 | 日本貸金業協会 \(j-fsa.or.jp\)](#)

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 会員業務部 篠原・宮川・川野

電話 03-5739-3014

電子メール kaiin-gyombu@j-fsa.jp